

ID: 231

担当部署: 健康福祉部 地域包括支援センター

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則 第9条		
例規番号	平成21年規則第5号		
<p>【根拠条文】 (登録の取消し) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 基準該当介護予防支援事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定介護予防支援基準省令に規定する基準該当介護予防支援に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(2) 基準該当介護予防支援事業者が、指定介護予防支援基準省令に規定する基準該当介護予防支援に関する基準及びこの規則の規定に従って、適正な基準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。</p> <p>(3) 特例介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日